

小坂井高校部活動運営方針

令和8年4月1日

1 目的

- (1) 学業と両立させる。
- (2) 自他共に克つたくましい心身をつくる。
- (3) 一つのを継続する。
- (4) 一生懸命努力し、共に汗を流す喜びを知る。

2 本校で設置している部活動

(1) 運動部

野球、ソフトボール女、サッカー、陸上競技、テニス、バスケットボール、バレーボール、バドミントン男女、卓球、剣道、弓道、水泳

(2) 文化部

吹奏楽、演劇、美術、写真、茶華道、文芸、自然科学

3 活動計画

愛知県教育委員会の定める「部活動指導ガイドライン」を基に、生徒の心身の成長バランスと支援する教職員のワークライフバランスを考慮し、以下の活動を原則とする。

(1) 活動日

平日は4日以内、週休日は週1日以内の活動を原則とし、週2日間の休養日を設ける。

なお、考査期間中（考査週間を含む）は特別な理由がない限り活動しない。また、学校行事等の実施により活動できないこともある。

(2) 活動時間

○平日は、2時間程度の活動とする。

（夏期（学年末考査後～二学期中間考査前）は18時30分まで・冬期（二学期中間考査後～学年末考査前）は18時まで）

ただし、それ以後も活動する場合は、必ず顧問が付添い、夏期は19時までに完全下校、冬期は18時30分までに完全下校させる。始業時刻以前の活動は、顧問の指導下に限る。

○学校休業日（長期休業を含む）は、3時間程度の活動とする。活動時間は9時から17時までとする。

(3) 繁忙期・大会期の活動

大会参加による活動や繁忙期（強化期）の活動も（1）（2）を原則とするが、やむを得ない場合は他に振替えて休養日を設ける。

4 各部の運営

年度当初、上記の「1 目的」「3 活動計画」を踏まえた各部ごとの年間活動計画を作成して学校ホームページで公表する。月間活動計画については、前月の20日をめどに、直接顧問から生徒及び保護者へ周知する。